

2020年5月7日

ご家族様各位

特別養護老人ホーム 恒春ノ郷
施設長 吉岡 博一

面会制限の延長について

日頃より恒春ノ郷の運営にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言が神奈川県下に発令されており、5月31日まで延長となりました。恒春ノ郷においても感染拡大防止を図るため、5月31日（日）まで下記対応の再延長を決定しましたのでお知らせいたします。

1. 特養入居者様、短期入所利用者様の面会を中止します。
2. 外部からのボランティア様の活動を中止いたします。
3. 書類、物品の授受等は事務所にて対応いたします。
4. サービス担当者会議へのご家族様参加は中止いたします
5. 6月1日（月）までに状況を判断し以降の対応をお知らせいたします。

以上、皆様のご理解・ご協力を宜しくお願いいたします。また、やむを得ない事由で面会を希望される場合は、事前に施設にご相談下さい。